

令和5年6月20日
千葉県報第13847号別冊

監査の結果に係る措置の内容の公表

(定期監査及び財政的援助団体等監査)

千葉県監査委員

目 次

措置内容の公表の概要

1 措置通知提出日	1
2 措置通知機関数	1
3 指摘等結果の措置通知件数	1

第1 定期監査

1 普通会計

その1 健康福祉部医療整備課	2
その2 環境生活部廃棄物指導課	2
その3 保健医療大学	3
その4 野田看護専門学校	3
その5 銚子水産事務所	4
その6 水産総合研究センター	4
その7 東部図書館	5
その8 磯辺高等学校	5
その9 幕張総合高等学校	6
その10 千葉大宮高等学校	6
その11 八千代高等学校	7
その12 八千代西高等学校	7
その13 船橋啓明高等学校	8
その14 浦安南高等学校	8
その15 柏高等学校	9
その16 沼南高等学校	9
その17 流山南高等学校	10
その18 成田北高等学校	10
その19 富里高等学校	11
その20 四街道高等学校	11
その21 木更津東高等学校	12
その22 矢切特別支援学校	12
その23 我孫子特別支援学校	13
その24 印旛特別支援学校	13
その25 千葉北警察署	14

第2 財政的援助団体等監査

1 出資団体

その26 公益財団法人千葉県産業振興センター・・・・・・・・・・ 15

措置内容の公表の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を公表するものである。

- 1 措置通知提出日 令和5年5月19日から令和5年5月30日までに通知のあったもの
- 2 措置通知機関数
 - (1) 定期監査
 - ア 普通会計 25機関、 26件（指摘事項 5件、注意事項 21件）
 - (2) 財政的援助団体等監査
 - ア 出資団体 1団体、 1件（指摘事項 0件、注意事項 1件）
- 3 指摘等結果の措置通知件数
 - (1) 定期監査
 - ア 普通会計
 - (ア) 指摘事項に対する措置（5件）
 - a 個人情報に記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの・・・3件
 - b 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・2件
 - (イ) 注意事項に対する措置（21件）
 - a 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・5件
 - b 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・4件
 - c 個人情報に記載された書類の紛失について、再発防止を求めたもの・・・・4件
 - d 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
 - e 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・2件
 - f 使用許可について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・1件
 - g 生徒の成績評価の誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・1件
 - h 入学者選抜に係る事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・1件
 - i 就職試験に係る事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・1件
 - ア 出資団体
 - (ア) 注意事項に対する措置（1件）
 - a 未収貸与料等の管理について、早期回収を求めたもの・・・・・・・・1件

第1 定期監査

1 普通会計

その1

1 監査対象機関 健康福祉部医療整備課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年8月22日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）34,200,946円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にいき、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

当該収入未済については、職員が電話や文書により催告や指導を行ったり、滞納者の居宅に臨戸訪問を行ったりしたほか、滞納期間が長期にわたる者等を抽出して、弁護士委託による催告や納付相談を行ったことにより、996,145円を回収した。

また、千葉県保健師等修学資金貸付条例に基づき返還義務が免除となることを確認した債権など726,000円について調定減額の処理を行った。

さらに、平成29年改正前の民法第167条第1項の規定による消滅時効の期間が経過した債権のうち、借受人による消滅時効の援用があった債権1,044,000円と、令和5年3月17日に施行された債権管理条例に基づき債権放棄を行った債権4,200,000円について、不納欠損処分を行った。

その結果、令和5年3月31日時点の当該収入未済の額は27,234,801円となった。

今後も、電話や文書による償還指導、弁護士委託等による催告や納付相談を実施し、また、回収が不可能な債権について債権放棄を検討するなど、収入未済の解消に努める。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月30日

その2

1 監査対象機関 環境生活部廃棄物指導課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年8月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,103,505,359円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にいき、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

当該収入未済のうち、強制徴収公債権については、滞納処分のための財産調査の範囲を広げ、新たな財産の特定を行った。また、差押不動産の公売実施体制を整備したところ、債務者より一括納付があり、1事案完納となった。

私債権については、夜間臨戸等により債務者と接触を図り、債務者の同意に基づく財産調査や一部納付につなげた。

この結果、令和3年度末の収入未済額 1,103,505,359 円に対して、31,040,117 円を回収したことにより、令和4年度末の収入未済額は、1,072,465,242 円となった。

今後も引き続き粘り強く交渉するとともに、新たに発見された財産の差押え、差押不動産の換価促進を図り継続的な徴収に努める。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月22日

その3

1 監査対象機関 保健医療大学

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年12月23日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

証明書交付事務において、個人情報を含む書類及び当該交付手数料（800 円）を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、簡易書留等特殊郵便を受領後の手順や証明書発行の手順を定めておらず、また、証明書交付願に関する対応状況が共有されていなかったため、組織として対応できなかったものである。

再発防止策として、簡易書留等特殊郵便受領後の手順や証明書の発行に関する手順を定め、事務局内に周知・徹底を図るとともに、証明書発行願に関する対応経過を記録する様式を定め、組織として進捗状況を情報共有し、対応することとした。

また、経験年数の短い事務局職員を対象に報告や相談、組織としての仕事の進め方、個人情報の取扱いなどについて研修を行った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月30日

その4

1 監査対象機関 野田看護専門学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年12月23日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 野田看護専門学校校舎警備業務委託について、本来低入札価格調査制度を適用すべきところ、特定委託業務と誤認し、最低制限価格制度を適用して執行したことにより、過大な契約金額及び支出が発生した事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

また、本業務委託は、長期継続契約の要件を満たさない状況となっていることから、適切な措置を講じること。

(イ) 需用費等の執行について、支払時期の遅延が15 件（770,331 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

(1) 本件は、入札を行うにあたって執行方法の確認を失念したことにより発生した事例である。

再発防止策として、今後入札事務を行う際には、適切な制度を適用するよう、参考資料を添付の上、決裁を行うことで再発防止に努めることとした。

また、警備機器については、耐用年数も含め交換が必要な機器等について請負業者と点検・確認を行い、更新を図ることとした。

(2) 本件は、年度当初（4月～5月）に新年度の契約事務や入学手続、さらには決算業務等、新年度業務と前年度業務が錯綜する時期であったため、起票を失念したものである。

再発防止策として、毎年行う定例業務については、前年度末から準備を進めるとともに、県庁内ホームページのスケジュール機能を活用して業務着手の時期や進捗を目に見えるようにし、さらには担当職員による業務の進捗状況の報告や相談、また管理監督職員による業務の確認や指導、助言を随時行うことにより、組織としての連携を図った。

また、内部統制制度について理解を深め、内部統制 3 様式を決裁時に添付し、事務処理の流れ、リスクの確認、不適正事項の発生時の連絡等、事務ミス防止に対する知識の共有を徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月30日

その5

1 監査対象機関 銚子水産事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年12月23日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入等について、調定が6か月以上遅延している事例が2件（52,974円）、1か月以上6か月未満遅延している事例が6件（99,648円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、毎月調定に伴う資料が整い次第、調定伝票を起票すべきところ、担当職員の失念により調定が遅延したものである。

また、調定の一覧表などが整備されていなかったため、組織としても進捗管理ができていなかった。

再発防止策として、年間で起票する調定の一覧表を作成し、事務補助者が進捗状況の確認を行うことにより、内部けん制体制の強化を図ることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月24日

その6

1 監査対象機関 水産総合研究センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年11月30日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

水産総合研究センター設備保守点検及び建物清掃業務委託について、設定する必要のない最低制限価格を設定したことにより、本来落札者となるべき者が失格となった。これにより、過大な契約金額及び支出が発生した事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、職員の入札契約事務に関する知識不足及び決裁過程でのチェックが不十分であったことから、業務内容の「日常保守点検」を「常駐」に該当すると誤認し、最低制限価格を設定したことにより、本来落札者となるべき者を失格とし、過大な契約金額及び支出が発生したものである。

再発防止策として、同様の事例が発生することがないように、入札契約事務に関する研修等に参加することにより必要な知識の習得を図るとともに、最低制限価格制度が適切に適用されているか、複数の職員で確認するほか、内部統制3様式及び委託業務低入札価格調査等適用のフロー図の決裁への添付により確認を徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月24日

その7

1 監査対象機関 東部図書館

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入について、調定が欠落している事例が1件(48,049円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、令和3年度の電力契約の相手方が破産したことによる、破産手続決定日以降に発生した損害額の劣後債権に係る調定の欠落である。

この件については、令和4年4月8日付けで破産管財人から通知があったものの、その後の事務処理を失念したことから、調定が欠落してしまった。

再発防止策として、複数の職員で適時取扱方針を確認し、併せて庶務課長が適正な事務処理がなされているかを確認することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その8

1 監査対象機関 磯辺高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の成績評価誤りが繰り返し発生していることから、今後は、このような事態を二度と発生させないように、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

第2学年「社会と情報」において、教科担当職員が当該生徒に対し成果物の評価点を加点せずに誤った成績処理を行い、学年末の成績を通知した。また、第3学年の「体育」及び「日本史B」、第1学年の「数学I」及び「数学A」において、教科担当職員が、当該生徒に対し誤った成績処理を行い、第1学期末の成績を通知した。

本件は、授業担当者が成績処理を行う中で、教科内での複数名による入力済データの確認を行わなかったために生じたものである。

再発防止策として、新たに作成した成績処理に係るチェックシートを用いて、教科内で複数名により入力済データの確認をするとともに、余裕のある成績処理スケジュールを設定することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その9

1 監査対象機関 幕張総合高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年12月23日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

授業料減免認定に係る業務において、申請者から預かった重要な書類を紛失した事例及びその後の対応が適正を欠く事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

授業料減免手続に係る保護者からの個人情報が記載された提出書類を紛失したことが判明し、校内を捜索したが見つからなかったため、保護者へ事故の経緯について説明及び謝罪した。なお、当該事務担当者は書類紛失の事実を速やかに上司へ報告しなかったため、当該保護者へ直ちに謝罪することができなかった。令和5年5月19日時点では紛失した当該書類の個人情報が第三者に渡り、生徒及び保護者に何らかの不利益が生じたとの報告は受けていないものの、個人情報の取扱いについて著しく適正を欠くものであった。

再発防止策として、これまでは個人情報を含む書類受取時の確認が十分でなかったため、今後は受領書類を専用の保管箱を用いて管理することとし、受領日時・受領書類名称等を受領記録簿に記入した上で、鍵のかかる場所で保管することとした。また、業務遂行上、上司又は同僚への報告・連絡・相談等を適時に行うことを徹底し、事故発生時等においても速やかな対応が図れるような体制を構築した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その10

1 監査対象機関 千葉大宮高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年12月23日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の個人情報が記載された書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

生徒から提出されたレポート(課題)を紛失したことから、生徒に謝罪するとともに経緯を説明した。生徒から提出されたレポートは、システム登録から収納ボックスでの保管までを複数名で確認しながら行っているが、各科目の担当者が収納ボックスから取り出した後は1名で添削、入力作業を行うことから、収納ボックスから取り出した後のレポートを担当者が整理整頓して管理していなかったことが原因であった。

令和5年5月19日現在、当該紛失に係る二次被害について報告は受けていないが、個人情報に記載されたレポートの取扱いについては適正を欠くものであった。

再発防止策として、今後はレポートの受付状況について、週に1回セルフチェックを行うとともに、各教科で受付後2週間以上経過して未処理のレポートがないか定期的に点検することとした。また、レポートを取り扱う場所を定め、整理整頓を徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その11

1 監査対象機関 八千代高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の個人情報が記載された書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

答案返却日に欠席した生徒の答案用紙が所在不明であることが発覚し、関係者からの聞き取り、校内各所の捜索を行ったが発見できなかったため、生徒及び保護者へ経緯を説明し謝罪した。

未返却の答案用紙については、生徒に返却するまで封筒に保管する運用となっていたが、試験問題の余りと一緒に机の引き出しに保管し、内容を十分に確認せずに破棄したことが原因であった。

令和5年5月19日現在、紛失した個人情報が第三者へ渡り、生徒、保護者等に何らかの不利益が生じたとの報告は受けていないものの、個人情報の取扱いについては適正を欠くものであった。

再発防止策として、未返却答案保管用に透明なファスナー付き専用ホルダーを全教員に配布した。また、未返却答案は、教科担当から担任に引き継ぎ、担任から返却するよう改めた。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その12

1 監査対象機関 八千代西高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

教育施設使用料について、調定が6か月以上遅延している事例が2件(12,100円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、令和4年4月1日付けで調定伝票を起票すべきものであったが、令和2年4月1日付けで令和6年度末まで使用許可した教育施設（電柱類）について、当該許可期間中の教育施設使用料は許可年度に全額調定済と誤認したこと、人事異動における担当者間の事務引継が十分でなかったこと、さらに職員相互による確認が不足していたことにより発生したものである。

再発防止策として、千葉県財務規則等法令の遵守に努めるとともに、本件事例を事務室内で共有し、年度当初に起票する調定の一覧表を作成し、起票漏れがないか複数名で確認することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その13

1 監査対象機関 船橋啓明高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別徴収した住民税について、支払時期の遅延が2件（161,800円）及び当該遅延に伴う延滞利息（1,200円）の発生が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、事務配分の不備により1人の担当者に業務が集中したことにより発生し、組織としてのチェック機能も十分に働かなかつたために発生したものである。

再発防止策として、今後は確認の際のチェック項目をあらかじめ整理しておき、複数の職員で確認することとした。

また、財務情報システムから「歳入歳出外現金納入決議一覧表」を印刷する際に支払項目ごとではなく全ての項目を出力し、歳入歳出外現金等払戻決議書を起票する際に添付することで未支払を確認しやすくすることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その14

1 監査対象機関 浦安南高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

教育施設使用料について、調定が6か月以上遅延している事例が1件（2,200円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、令和4年4月1日付けで調定伝票を起票すべきものであったが、令和3年4月1日から令和8年度末まで使用許可した教育施設（電柱の支線）について、当該許可期間中の教育施設使用料は許可年度に全額調定済と誤認したこと、人事異動における担当者間の事務引継が十分でなかったこと、さらに職員相互による確認が不足していたことにより発生したものである。

再発防止策として、千葉県財務規則等法令の遵守に努めるとともに、本件事例を事務室内で共有し、今後は年度当初に起票する調定の一覧表を作成し、起票漏れがないか複数名で確認することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その15

1 監査対象機関 柏高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

産業廃棄物の処分について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者に委託し、廃棄物が適法に処分されなかった事例が認められたことから、今後は、関係法令を遵守し適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、文化祭で排出された木材等を廃棄物処理法等関係法令の理解不足から一般廃棄物と誤認し、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者と文化祭ゴミ収集運搬業務委託契約を締結した事案である。

再発防止策として、今後は産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明な点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認し、許可業者に委託することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その16

1 監査対象機関 沼南高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

需用費等の執行について、支払時期の遅延が38件(1,607,357円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、担当者の支払時期に関する法令等の理解が不足していたことや、管理職員の支出伝票の支払期限に対するチェックが不十分であったことが原因である。

再発防止策として、財務規則等関係法令の理解の徹底に努めるとともに、今後は管理職員及び担当者以外の職員が請求書受理後の進捗状況などを確認する内部けん制体制の強化を図り、組織として再発防止に取り組むこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その17

1 監査対象機関 流山南高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年10月25日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年11月25日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

就職試験に係る事務処理に適正を欠く事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

就職試験の実施日時等が生徒1名に伝達されておらず、就職希望先企業に改めて試験日を設定してもらうこととなったため、生徒本人、保護者及び企業に謝罪した。

主な原因は、生徒への伝達方法を定めていなかったことである。

再発防止策として、事務手順を早急に点検し、進路希望先からの伝達事項等については最初に進路の就職担当者が就職試験の日時等の資料を確認後、資料の写しを対象生徒及び担任に渡し、就職書類授受の記録表に対象生徒が確認のサインをすることとした。

併せて進路指導室内に就職選考に係る日程表を掲示し、3学年担任は1日2回（午前・午後）進路指導室にて情報の確認、共有を図ることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その18

1 監査対象機関 成田北高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年12月23日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

需用費等の執行について、支払時期の遅延が14件（667,472円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、担当者による請求書受領後の書類確認、支出伝票等の起票及び出納課への提出が遅れたことや、管理職員の支払遅延に対するチェック体制が不十分であったことが原因である。

再発防止策として、財務規則等関係法令の理解の徹底に努めるとともに、管理職員及び担当者以外の職員が請求書受領後の進捗状況などを確認する内部けん制体制の強化を図り、組織として再発防止に取り組むこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その19

1 監査対象機関 富里高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年12月23日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

産業廃棄物の処分について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者に委託し、廃棄物が適法に処分されなかった事例が認められたことから、今後は、関係法令を遵守し適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、スチール製棚を廃棄する際に、市の廃棄物処理方法を確認したものの一般廃棄物と誤認し、産業廃棄物収集運搬処分業の許可を受けていない者と粗大ごみ収集運搬処理業務委託契約を締結した事案である。

再発防止策として、今後は産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明な点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認し、許可業者に委託することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その20

1 監査対象機関 四街道高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年12月23日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

千葉県公立高等学校入学者選抜に係る願書の受付を失念した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

千葉県公立高等学校入学者選抜において、郵送で受理した願書等が入った封筒を開封後、願書等を取り出すことを失念し、受付漏れが生じた。その後追加で受付し、受検票等の発行を行った。

再発防止策として、郵送で受理した封筒は、開封後、速やかに中身を取り出すこととし、校内で周知、徹底を図った。また、処理済の封筒について、中身が空となっていることを確認した上で、確認者や確認時間を記録する等再発防止に努めることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その21

1 監査対象機関 木更津東高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

教育財産使用許可に伴う土地使用料について、全額徴収及び2分の1以内の額を免除すべきところ、全額免除していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、教育財産使用許可に伴うガス埋設管及び上水道埋設管の土地使用料に係る減免基準について、過去から継続して全額減免していることに疑義を呈することなく処理を続けたものである。当該使用料については、正規の教育財産使用料を遡及して徴収し是正している。

再発防止策として、減免基準となる根拠書類を決裁時に付して複数の職員が確認し、チェック体制の見直しを強化した。併せて、公有財産管理事務研修を事務職員全員が受講し、教育財産使用料減免基準の共有を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その22

1 監査対象機関 矢切特別支援学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

児童の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

児童の個人情報が記載された「前期分成長の記録」が所定の保管場所になく、学校内を探索したが見つからなかったことから紛失が判明し、保護者に対して事故の経緯の説明及び謝罪をした。

保護者から書類を受け取った際に収受の記録を行っていなかったことが原因である。

令和5年5月19日現在、紛失した個人情報が第三者に渡り、児童や保護者に何らかの不利益が生じたとの報告は受けていないものの、当該個人情報に係る取扱いは適正を欠くものであった。

再発防止策として、今後は保護者から書類等を受け取った際に、「いつ、誰が、何を受け取り、どこへ保管したか」を記録する「提出物チェックリスト」を作成し、収受保管の記録を残すこととし、その使用の徹底を図っていくこととした。

また、個人情報文書の取扱い、管理について全職員に職員会議、打合せ、研修等で周知することで意識を高め、再発防止に努めていくこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その23

1 監査対象機関 我孫子特別支援学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

児童の個人情報に記載された書類について、管理体制の不備により紛失した事例が、前回の監査に引き続き認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

スクールバス内における配慮事項調査票を、修了式の保護者返却に備えて、スクールバス担当の教員が各学級担任に手渡しで返却していたところ、紛失していることが判明し、校内を捜索したが見つからなかったため、保護者へ事故の経緯について説明及び謝罪したものであり、提出のあった調査票を所定のファイルに保管していなかったこと及び組織としても調査票の保管状況等の確認が十分でなかったことが原因である。

令和5年5月19日時点では紛失した当該書類の個人情報が第三者に渡り、児童及び保護者から何らかの不利益が生じたとの報告は受けていないものの、当該個人情報の取扱いについて著しく適正を欠くものであった。

再発防止策として、個人情報を含む文書について、全教職員を対象に取扱いの有無を確認し、有の場合の内容等の報告を求め精査の上、不要不急の文書は廃止した。

また、校内の個人情報の取扱状況やマニュアルの整備状況等を取りまとめ、全教職員に配布し、校内研修を実施するとともに、令和4年度内に3回、個人情報を含む書類の保管状況を点検した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その24

1 監査対象機関 印旛特別支援学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

保健室内のロッカーに保管していた運動器検診保健調査票を各学級に配付するため、枚数を確認したところ、2名分紛失していることが判明し、校内を捜索したが見つからなかったため、保護者へ事故の経緯について説明、謝罪した。

担任教諭が当該書類の提出の確認を怠ったこと、養護教諭も全員分の回収を確認しなかったことが原因であった。

令和5年5月19日時点では紛失した当該書類の個人情報が第三者に渡り、生徒、保護者から何らかの不利益が生じたとの報告は受けていないものの、当該個人情報の取扱いについて著しく適正を欠くも

のであった。

再発防止策として、個人情報を含む文書については、取扱いの有無を確認し、有の場合は内容等の報告を求め、精査の上、必要最低限のもののみとした。

また、全職員で個人情報の管理、取扱方法などについて再確認を行うとともに、文書の配布、回収時期を明確にし、回収後直ちに複数人で確認し、所定の場所に保管することを周知徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月19日

その25

1 監査対象機関 千葉北警察署

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年12月23日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

土地使用料について、調定が6か月以上遅延している事例が2件(3,019円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、調定事務の対象を確認するチェック表を毎年整備していたが、会計課長によるチェック機能が適正に働いていなかったため、過年度からの行政財産使用許可のうち、令和4年度に係る土地使用料の起票を失念し遅延したものである。

再発防止策として、本件事例を会計課全体で共有し、調定事務の対象を確認するチェック表の作成及び突合については、複数人で確認を行い、更に、会計課長による確実なチェックを実施することとした。

また、本部会計課としては各警察署に対し当該事案の情報共有を図るとともに、行政財産使用許可に係る調定の起票が完了した際には、本部会計課へその旨の連絡を行うよう指示することとした。

さらに、本部会計課にて調定漏れの有無について財務情報システムで4月中に確認を行うことで、同種事案の再発防止に努めることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月24日

第2 財政的援助団体等監査

1 出資団体

その26

1 監査対象団体 公益財団法人千葉県産業振興センター

2 本庁等主務課 商工労働部経済政策課

3 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 財政的援助団体等監査

(2) 監査実施年月日 令和4年10月25日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年11月25日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

設備貸与事業及び被災中小企業施設・設備整備支援事業における未収貸与料は、令和3年度末において、18,713,239円であり、前年度より9,945,498円減少しているものの、依然として多額であることから、債権管理に万全を期し早期回収に努めること。

4 講じた措置の内容

県としては、公益財団法人千葉県産業振興センターに対し、指摘事項等に対する必要な措置を講じるよう文書で指導したところであり、同センターが講じた措置の内容は以下のとおりである。

設備貸与事業及び被災中小企業施設・設備整備支援事業における未収貸与料等3件18,713,239円については、未収企業及び連帯保証人に対し、その資産、所得状況等の調査に基づき、分割返済の増額要請や継続返済の要請等を実施し、未収金の回収等に積極的に取り組んだ。

この結果、令和5年2月末現在までに393,169円を回収し、未収貸与料等は3件18,320,070円に減少した。

今後は引き続き未収貸与料等の回収・整理をより一層推進するとともに、令和15年度まで償還が続く被災中小企業施設・設備整備支援事業については、新たな未収金の発生を防ぐため、貸付先企業の経営内容等の把握に努め、回収を推進する。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和5年5月22日